

第21期 第36回 農業委員会総会議事録

藤里町農業委員会

1. 召集及び開催月日

召集月日 平成26年3月25日
開催月日 平成26年4月4日

2. 開催及び時刻

開催場所 藤里町役場議場
開催時刻 午前10時00分
終了時刻 午前11時00分

3. 召集者及び議長

召集者 会長 小森鉄雄
議長 会長 小森鉄雄

4. 出席委員の番号及び氏名

番号	職名	氏名	出欠別	番号	職名	氏名	出欠別
1	会長	小森鉄雄	出席	8	委員	桂田善昭	出席
2	職務代理者	淡路龍美	出席	9	委員	細田治男	出席
3	委員	山田一達孝	出席	10	委員	齋藤猛	出席
4	委員	安保広政	欠席	11	委員	佐々木靖夫	出席
5	委員	佐々木忠久	出席	12	委員	藤原信一	出席
6	委員	田中文雄	出席	13	委員	安部満	出席
7	委員	市川一	出席	14	委員	細田茂廣	出席

5. 欠席委員の番号及び氏名

4番 安保広政

6. 議事日程

日程第1 会期の決定
日程第2 会議録署名者の指名について
日程第3 議案第94号 藤里町農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第95号 藤里町農作業受委託標準賃金表(案)について

7. 議事録署名委員

藤里町農業委員会会議規則第13条2項の規定による議事録署名委員は次のとおり

12番 藤原信一 13番 安部満

8. 事務局出席者

事務局長 山田幸喜、庶務係長 佐々木仁志

9. 会議の概要は次のとおり

開会 午前10時00分

事務局 定刻でございます。

本日、全員出席されております。定足数に達しておりますので、ただいまから第21期第36回藤里町農業委員会総会を開会します。

はじめに、会長からあいさつをお願いします。

議長 おはようございます。お集まり下りありがとうございます。

本日の総会に出席いただき心より感謝申し上げます。

本日は、議案が2件ございますので、ご審議のほどお願いします。

それでは、早速報告に入ります。事務局から報告願います。

事務局 報告(1)3月行事報告・4月行事予定について別紙資料のとおり説明。

議長 ただいまの報告で、ご意見・ご質問はございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、議事に入ります。

日程第1「会期の決定について」会期は4月4日本日1日限りとします。

日程第2「会議録署名者の指名について」慣例により当職から指名してもご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、12番藤原信一委員、13番安部満委員をお願いします。

日程第3「議案第94号 藤里町農用地利用集積計画の決定について」

事務局から説明願います。

事務局 議案5ページをご覧ください。

議案第94号農業経営基盤強化促進法による利用集積について

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第6項の申請に伴い、藤里町から農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づく意見を諮問されたのでこれを提出する。平成26年4月4日提出藤里町農業委員会会長小森鉄雄。

1. 農業経営基盤強化促進事業による利用集積の設定総括表は別紙のとおり

平成26年4月4日公告予定分。ということで、賃借権の新規設定が8件、再設定が19件、使用貸借の新規設定が1件、再設定が2件の併せて30件です。

議案6ページは総括表になります。30件で200,271㎡の集積となります。

7ページは一覧表になります。2、3、12、19、22、23、24、27、29番の9件が賃借借の新規設定になります。

議長 ただいまの説明で、なにかご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、本件は許可相当としてよろしいですか。

(異議なしの声)

ご異議ないようですので、議案第94号は許可相当とします。

議長 続きまして、議案95号 藤里町農作業受委託標準賃金表(案)について事務局から説明願います。

事務局 議案第 95 号

藤里町農作業受委託標準賃金表（案）について

次のとおり農政・調整専門委員会より平成 26 年藤里町標準受委託作業賃金の改定について報告があったので意見を求める。

平成 26 年 4 月 4 日提出 藤里町農業委員会会長小森鉄雄

1. 標準賃金改定表について 別紙「資料 1」のとおり

議長 ここで詳しい説明に入る前に、平成 26 年 3 月 17 日に農政調整専門委員会を開催し専門委員 7 名で本件について審議されております。農政調整専門委員長である 13 番委員から審議結果について報告をお願いします。

13 番 それでは審議結果をご報告します。

最初に一般農作業賃金のうち、軽作業賃金についてです。現行では、5,300 円とかなり低水準に思われますが、この根底には昔からの「結い（ゆい）」的な考えが残っているように思われます。平成 25 年 10 月 26 日付けで改定された秋田県の最低賃金は、時給 665 円、8 時間労働で日給 5,320 円であり、現行の単価はこれを下回っております。今回の改定では、色々な面を考慮し、最低賃金をクリアすることで意見が一致し、平成 26 年度から「軽作業賃金」ではなく「一般農作業賃金」と標示することとし、賃金単価を 1 日当り 200 円アップの 5,500 円に改定することとした。

次に水田、畑の耕起については、燃油の高騰を考慮し 10a 当り 100 円の値上げと

している。

機械田植えについては、燃料代、作業賃金の見直しにより 10a 当り 100 円の値上げと

している。

コンバインによる刈取り作業については、燃料代、補助作業員分賃金を考慮した結果、刈取り作業のみ（籾運搬含）、籾乾燥含む一式作業ともに、10a 当り 200～600 円の値上げと

している。

なお、この標準賃金はあくまでも農作業における賃金の目安とするものであることを一言添えて農政調整専門委員会の報告とします。

議長 続きまして、事務局から「平成 26 年度藤里町農作業受委託標準賃金表（案）」の説明をお願いします。

事務局 （事務局から賃金表（案）を説明）

議長 ただいまの説明で、なにかご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

ないようですので、本件は許可相当としてよろしいですか。

（異議なしの声）

ご異議ないようですので、議案第 95 号は許可相当とします。

議長 次第 5. 協議 ですが、事務局から本日の協議案件を説明してください。

事務局 （事務局から下記の 2 件の協議案件について説明）

（1） 藤里町農業委員会互助会会計について

（2） 藤里町農業委員会事務局会計について

議長 ただいまの説明で、なにかご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

議長 次第6.その他 ですが、皆さんからなにかありますか。
(なしの声)

議長 ないようですので、本日の日程を終了いたします。お疲れ様でした。

午前11時00分閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成26年4月4日

藤里町農業委員会会長
議 長

藤里町農業委員
署名委員
(12番)

藤里町農業委員
署名委員
(13番)